

淡路島に残る中野県関係資料

大滝敦士（中野市立博物館）

中野県は、明治3（1870）年9月17日から同4年6月22日までのわずか11か月（明治3年は閏10月があるために11か月となる）だけ存在した県である。県庁は高井郡中野村（のち中野町、現中野市）の旧中野陣屋に置かれたが、明治3年12月に勃発した中野騒動によって県庁が焼失したため、同4年6月22日に県庁を水内郡長野村（現長野市）に移転して長野県と改称した。

中野県関係資料は長野県立歴史館に少数残されているが、兵庫県の淡路島（兵庫県洲本市・洲本市立淡路文化史料館）にもわずかながら残されている。なぜ中野県関係資料が淡路島に残されているのか、疑問に感じる方がいらっしゃるかもしれないが、これは、明治4年2月20日に中野県権知事を拝命した立木兼善（1834～1909、旧姓林）が淡路島出身（元徳島藩士）であったことによる。

表 立木兼善の履歴（一部）

明治2（1869）年5月4日	若松県知事	※若松県～現在の福島県会津地方
明治2（1869）年7月20日	若松県権知事	
明治2（1869）年8月27日	福島県権知事	※福島県～当時は現在の福島県中通り地方
明治3（1870）年10月4日	免官	
明治4（1871）年2月20日	中野県権知事	（6月以降長野県権知事）
明治4（1871）年11月20日	長野県権令	※長野県～当時は現在の長野県東信・北信地方
明治6（1873）年6月27日	福岡県令	※福岡県～当時は旧筑前国が県域
明治7（1874）年9月8日	免官（以下省略）	

立木兼善関係資料の中には、中野県権知事（明治4年2月付）・長野県権令（明治4年11月20日付）辞令や位記、自身の履歴書などがあるが、ここで注目したいのは（明治4年）3月朔日付で立木兼善が記したと思われる書簡（立木兼善関係資料・5-11、差出人・宛所の記載はないが、内容から立木が作成者と推定）である。作成時期は立木が中野県権知事を拝命した直後であり、書簡の内容は、大きく前半部と後半部の2つに分けることができる。

前半部には、明治4年3月時点の中野県役人5人に対する立木の評価が記されている。立木によれば、「元ヨリ小参事ノ任ニアラス」（小参事）、「愚ニシテ用ユルニ足ラス」（松野大属）、「性直ナレトモ迂拙恐ルヘシ」（斎藤大属）、「訟ヲ聴ノオナシ、且ツ人トナリ軽忽ニシテ一事ヲ任スヘカラス」（中江権大属心得）、「主事ヲ任スル人ニ非ス」（山崎少属）といずれも手厳しい評価となっているが、彼らは中野騒動を引き起こすに至った当事者たちであるため、それはやむを得ないことかもしれない。なお、その他の役人たちについては「猫ノ如シ」とする。

後半部は、県庁所在地についての立木の考えが記されている。先述のとおり、中野県庁は中野騒動で焼失しているため、当時は中野県庁の南にある法運寺を仮庁舎としていた。そこで立木は「県庁ハ善光寺へ御移転相成可然」と、水内郡長野村善光寺への県庁移転を想定している。しかし、善光寺は「地形稍北ニ依ル」ため、善光寺が適当でないとする場合、「不日廢藩相成時」は埴科郡松代町(現長野市、松代藩城下)への移転も考えられるのではないかと私見を披歴している(立木が来るべき廢藩置県を予想していることは興味深い)。ただし、信濃国最大の藩である松代藩は「信州十余藩仰ク処ニシテ因循ノ巨魁」と立木は指摘し、明治新政府に対して面従腹背(「陽ニ朝威ヲ尊敬シ、陰ニ謗リ、且ツアナトリ」)の態度をとる松代藩に対して不信感をあらわにしている。

中野県庁の善光寺移転については、明治4年5月10日の新政府あて伺いのなかで、中野県庁は「北国海(街)道ヨリ道程五里余入込辺陬ノ地」で「諸事不便宜」であるため、「北信第一等トモ可申繁華ノ地」である「長野村ノ内善光寺町」に県庁を移転したいとして、6月22日に県庁移転が実現したことはすでに知られている事実である。しかし、今回紹介した立木兼善書簡からは、中野県権知事拜命直後(伺い提出の約2か月前)の時点で中野県庁の移転先として善光寺を考えていること、善光寺が適当でない場合は松代を想定するが、松代藩は信用できないと立木自身は考えていることなどの内容を読み取ることができ、いずれも新知見である。